

○館山市福祉タクシー利用助成事業実施要綱

平成元年4月25日告示第47号

**改正**

平成3年3月30日告示第26号

平成5年3月26日告示第21号

平成7年3月30日告示第24号

平成8年3月1日告示第17号

平成11年3月29日告示第26号

平成13年5月14日告示第26号

平成14年3月29日告示第24号

平成18年3月31日告示第14号

平成19年3月30日告示第32号

平成22年3月1日告示第10号

平成22年9月22日告示第54号

平成24年3月30日告示第30号

平成25年3月29日告示第42号

平成26年3月31日告示第21号

平成28年3月30日告示第36号

館山市福祉タクシー利用助成事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、重度心身障害者が福祉タクシーを利用する場合に、その料金の全部又は一部を助成することにより、重度心身障害者の社会参加を促進し、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定業者 市長が指定した別表に掲げるタクシー業者をいう。
- (2) 福祉タクシー 指定業者に所属するタクシーをいう。
- (3) 重度心身障害者 次に掲げる者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の

交付を受けた者で、その障害の程度が1級のもの。ただし、視覚・下肢・体幹移動機能障害については2級以上のもの

イ 千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和62年1月6日障第329号）第2条の規定により、療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度が最重度又は重度と判定されたもの

（対象者）

**第3条** この要綱により、助成を受けることのできる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）本市に住所を有すること。
- （2）重度心身障害者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成しない。

- （1）18歳以上の者 本人及び同一の世帯に属する配偶者の前年分（第5条第1項の規定により申請する月が4月から6月までの場合にあつては、前々年分）の住民税所得割の額を合算した額（以下「前年分所得割合算額」という。）が16万円以上の者
- （2）18歳未満の者 同一の世帯に属する者の前年分所得割合算額が28万円以上の者

（助成の内容）

**第4条** 助成の対象は、福祉タクシーを利用して移動する場合に要する当該福祉タクシーの運賃とし、1回の利用に係るタクシー料金のうち、600円を助成する。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第5項に規定する営業を行う施設へ移動するときは、助成しない。

2 前項に規定する利用は、対象者1人につき1年間24回を限度とする。ただし、腎臓機能障害者については、対象者1人につき1年間48回を限度とする。

3 第1項に規定する助成金は、市長が指定業者に対し直接支払うものとする。

（利用の申請等）

**第5条** 福祉タクシーを利用しようとする者は、福祉タクシー利用券交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合には、その内容を審査し、第3条第1項各号のいずれにも該当すると認め、かつ同条第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、館山市福祉タクシー利用券（別記第2号様式。以下「利用券」という。）を交付するものとする。

（利用の方法）

**第6条** 利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、福祉タクシーを利用する場合、

降車の際に身体障害者手帳又は療育手帳を提示したうえで利用券1枚を渡し、利用料金から第4条第1項に規定する助成金を控除して得た額を支払うものとする。

(助成金の請求)

**第7条** 指定業者は、助成金を請求しようとするときは、毎月10日までに前月分を館山市福祉タクシー助成金請求書(別記第3号様式)に利用券を添えて市長に提出しなければならない。

(対象者資格喪失の届出)

**第8条** 利用者が第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき、又は同条第2項各号のいずれかに該当することとなったときは、館山市福祉タクシー対象者資格喪失届(別記第4号様式)に未使用の利用券を添えて市長に提出しなければならない。

(不正使用の禁止)

**第9条** 利用者は、利用券を他に譲渡し、又は有効期限後に使用する等不正な使用をしてはならない。

(利用券等の返還)

**第10条** 市長は、利用者がこの要綱に違反し、又は不正な行為をした場合、未使用の利用券並びに助成金及び協力金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

**附 則** (平成3年3月30日告示第26号)

この告示は、平成3年4月1日から施行する。

**附 則** (平成5年3月26日告示第21号)

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則** (平成7年3月30日告示第24号)

この告示は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則** (平成8年3月1日告示第17号)

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則** (平成11年3月29日告示第26号)

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則** (平成13年5月14日告示第26号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の館山市福祉タクシー利用助成事業実施要綱の規定は、平成13年4月1日から適用する。

**附 則**（平成14年3月29日告示第24号）

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年3月31日告示第14号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年3月30日告示第32号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年3月1日告示第10号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年9月22日告示第54号）

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（平成24年3月30日告示第30号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年3月29日告示第42号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年3月31日告示第21号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月30日告示第36号）

この告示は、公示の日から施行する。

**別表**（第2条第1号）

鏡浦自動車（株）	館山市北条1882番地
館山中央交通（株）	館山市長須賀469番地
（有）昼夜タクシー	館山市北条1882番地
南房タクシー（株）	館山市北条2199番地の4
（株）サム交通	木更津市高柳4861番地の2
（有）もとはし	館山市長須賀299番地
（有）やすらぎの郷	館山市犬石1678番地154

特定非営利活動法人たんぽぽの会	館山市下真倉279番地の1
特定非営利活動法人結いの会	館山市安布里166番地の12
(有) 雲母	館山市北条973番地9
(株) 千葉民間救急サービス	鴨川市横渚1596番地4
佐久間運送(有)	館山市佐野91番地の4
グリーンハンド(株)	木更津市清見台1丁目16番15号
介護タクシー ハッピーライフ24	館山市長須賀422番地
介護タクシー 愛ケアサービス	南房総市市部71-1
介護タクシー 南風	南房総市千倉町平館901-1
特定非営利活動法人なの花会	館山市北条1557番地の1
株式会社ケアサービス・まきの実	館山市沼1599番地1

#### 別記

第1号様式(第5条第1項)

第2号様式(第5条第2項)

第3号様式(第7条)

第4号様式(第8条)